

海外旅行保険をご契約いただくお客様へ 重要事項説明書

この書面では、海外旅行保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。

- ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

→ 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

→ 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

- ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」および「海外旅行保険あんしんガイド」をご参照ください。「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」は弊社ホームページのWeb約款、「海外旅行保険あんしんガイド」は「マイページ」でご確認いただけます。
- この保険では、紙による保険証券の発行は行っておりません。保険証券の代わりにご契約後に「マイページ」で表示される「ご契約内容確認書」を印刷のうえ、旅行に携帯してください。

しおり

このマークがついた項目は、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」に記載されています。

保険用語のご説明

しおり

この書面で使用している保険用語のご説明です。なお、「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」にも保険用語のご説明が記載されていますのでご参照ください。

こ ご契約者(保険契約者)

ご契約の当事者(保険料を払い込みいただく方)で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方をいいます。

た 他の保険契約等

傷害保険・傷害疾病保険・共済契約等をいい、いずれも積立保険を含みます。

と 特約

普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その補充・変更の内容を定めたものです。

ひ 被保険者

ご契約いただいた保険の補償を受けられる方をいいます。

ふ 普通保険約款

ご契約内容について、原則的な事項を定めたものです。

ほ 保険金

事故が発生した場合に、弊社がお支払いする補償額をいいます。

保険金額

ご契約いただいた保険で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、弊社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

保険料

ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。



契約締結前におけるご確認事項



① 商品の仕組み

この保険は、海外旅行中に被保険者がケガをされたとき、病気になったとき、その他費用を負担することによって損害を被った場合などに保険金をお支払いする保険です。基本となる補償や自動的にセットされる特約(自動セット特約)は次のとおりです。

(ご注意)この保険は海外旅行中の事故を補償の対象としています。したがって、既に海外に滞在されている方、帰国予定のない方や海外に永住される方などを対象としたご契約はできません。

→ 契約概要

しおり

● 普通保険約款・特約一覧表

基本となる補償

ケガの補償

病気の補償

その他の補償

その他

セットされる主な特約(自動セット特約)

傷害死亡保険金支払特約

傷害後遺障害保険金支払特約(後遺障害等級型)

治療・救済費用補償特約

疾病死亡保険金支払特約

賠償責任危険補償特約

携行品損害補償特約

戦争危険等免責に関する一部修正特約

インターネット等による通信販売に関する特約

クレジットカードによる保険料支払に関する特約

保険証券等の不発行に関する特約

変更届出書面省略に関する特約

共同保険に関する特約

② 基本となる補償および被保険者の範囲等

① 基本となる補償

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、保険金をお支払いする主な場合およびお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款および特約)」をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡 保険金	海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	① 次のような原因により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者のけんか、自殺行為または犯罪行為 ・自動車などの酒気帯び運転、無免許運転
傷害 後遺障害 保険金	海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	・脳疾患、疾病または心神喪失 ・妊娠、出産、早産または流産 ・戦争、革命などの事変【注1】 ・放射能汚染 ② むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの(傷害後遺障害保険金のみ) ③ 「補償の対象とならない運動」を行っている間に生じたケガ など
治療・救済 費用 保険金	<p>〈傷害治療費用〉 海外旅行中の偶然な事故によるケガが原因で、医師の治療(義手および義足の修理を含みます。)を受けられた場合</p> <p>〈疾病治療費用〉 ① 海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りまます。)</p> <p>② 海外旅行中に感染した特定の感染症が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合</p> <p>〈救済費用〉 ① 海外旅行中のケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)または3日以上続けて入院された場合</p> <p>② 病気または妊娠、出産、早産もしくは流産が原因で、旅行中に死亡された場合</p> <p>③ 海外旅行中に発病した病気により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合または3日以上続けて入院された場合(旅行中に医師の治療を開始した場合に限りまます。)</p> <p>④ 搭乗している航空機または船舶が、行方不明または遭難した場合</p> <p>⑤ 事故により生死が確認できない場合(被保険者の無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。)または緊急捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等公的機関により確認された場合</p>	<p>① 次のような原因により生じた費用【注2】 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者のけんか、自殺行為(死亡された場合は救済費用をお支払いします。)または犯罪行為 ・自動車などの酒気帯び運転、無免許運転 ・戦争、革命などの事変【注1】 ・放射能汚染</p> <p>② むちうち症または腰痛で他覚症状のないもの</p> <p>③ 次のような疾病の治療に要した費用(疾病治療費用のみ) ・妊娠、出産、早産、流産に起因する疾病 ・歯科疾病</p> <p>④ 日本国外においてカイロプラクティック、鍼^{はり}または灸^{きゅう}による治療に要した費用</p> <p>⑤ 「補償の対象とならない運動」を行っている間に生じたケガ</p> <p>⑥ 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)を行っている間に発病した高山病 など</p>

→ 契約概要
→ 注意喚起情報

【注1】
「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為によるケガや病気は除きます。

【注2】
旅行出発前に発病した病気による疾病治療費用のお支払いはできません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡 保険金	①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気が原因で、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りませう。) ③海外旅行中に感染した特定の感染症が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	①次のような原因により発病した病気 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・戦争、革命などの事変【注1】 ・放射能汚染 ②次のような疾病 ・ケガに起因する病気 ・妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・歯科疾病 ③山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。)を行っている間に発病した高山病 など
賠償責任 保険金	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 【注3】【注4】	①次のような原因により生じた損害賠償責任 ・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、革命などの事変【注1】 ②次のような損害賠償責任 ・被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任 ・親族に対する損害賠償 ・受託物に対する損害賠償責任 ・航空機、船舶、車両、銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 など
携行品損害 保険金	海外旅行中に偶然な事故により携行品(カメラ、カバン、衣類等)に損害が生じた場合	①次のような原因により生じた損害 ・保険契約者、被保険者、身の回り品の所有者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・戦争、革命などの事変【注1】 ・携行品の欠陥または自然の消耗 ・携行品の置き忘れまたは紛失 ②「補償の対象とならない運動」を行っている間のその運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具に生じた損害。なお、有償で他人から借りたり、預かったりした携行品の損害に対しても、保険金をお支払いできません。【注5】 など
補償の対象とならない運動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山岳登山【注6】、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機【注7】操縦【注8】、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機【注9】搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 ■ 競技目的で自動車等【注10】、オートバイ、モーターボート【注11】、ゴーカート、スノーモービル等の運転 	

【注3】

被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも賠償責任保険金をお支払いします。

【注4】

損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。

【注5】

賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から賠償請求された場合は、上記賠償責任保険金をお支払いすることができません。

【注6】ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

【注7】グライダーおよび飛行船を除きます。

【注8】職務として操縦する場合を除きます。

【注9】モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

【注10】自動車または原動機付自転車をいいます。

【注11】水上バイクを含みます。

② 被保険者の範囲

- ①契約申込画面にて、被保険者として入力された方
- ②保険始期日時時点で満69才以下の方

※賠償責任危険補償特約における被保険者には、被保険者が責任無能力者である場合は、親権者またはその他の法定の監督義務者を含みます。

③ 補償の重複に関するご注意

次の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。[\[注12\]](#)

■補償が重複する可能性のある主な特約

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
賠償責任危険補償特約	自動車保険、火災保険等の個人賠償責任補償特約
携行品損害補償特約	家庭用火災保険の携行品特約

④ 保険金額の設定

保険金額の設定については、次のa～cにご注意ください。

- a. お客様が実際にご契約する保険金額については、契約申込画面の保険金額欄をご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるようにタイプをお選びください。
- c. 次に該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・傷害後遺障害保険金額の上限額は、他の保険契約等と合算して、被保険者1名につき1,000万円ですので、ご注意ください。

被保険者の年齢が保険期間開始時点で満15才未満の場合

⑤ 保険期間および補償の開始・終了時期等

保 険 期 間	旅行期間に合わせて設定してください。旅行期間が31日超となるご契約はできません。
補 償 の 開 始	保険期間の初日の午前0時。ただし、保険期間開始後であっても旅行行程開始前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。 [注13]
補 償 の 終 了	保険期間の末日の午後12時。ただし、保険期間の途中でであっても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
保険期間の延長	<p>保険期間の延長は行えません。ただし、主に次の場合には、保険期間の終期から自動的に最大72時間延長されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関[注14]のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休 ②交通機関[注14]の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能 ③被保険者が治療を受けたこと。 ④被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合に限りです。 ⑤被保険者の同行家族[注15]または同行予約者[注16]が入院したこと。

③ 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み

保険料は保険金額・旅行目的地・保険期間により決定されます。お客様が実際にご契約する保険料については、契約申込画面の保険料欄をご確認ください。

② 保険料の払込方法

保険料の払込方法は、弊社の指定するクレジットカードによるクレジットカード一括払に限りです。

④ 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

→注意喚起情報

[注12]

1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約した時や家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になった時などは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

→契約概要

→契約概要

→注意喚起情報

[注13]

保険期間の初日にご契約された場合、旅行行程開始後であってもご契約前に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。

[注14]

航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

[注15]

被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする別居の未婚の子をいいます。

[注16]

被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。

→契約概要

→契約概要

→注意喚起情報

→契約概要



契約締結時におけるご注意事項



1 告知義務(契約申込画面の入力上の注意事項)

ご契約者および被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご契約時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、契約申込画面のうち[告知事項]と表示されている項目のことです。この項目が事実と異なる場合、または事実を入力しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。契約申込画面への入力内容を必ずご確認ください。

■告知事項

- ①被保険者の生年月日(保険始期日時点の年齢)
- ②旅行目的地
- ③旅行行程中の運動【注】、旅行行程中に従事する職業・職務の有無

従事する 職業・職務	<ul style="list-style-type: none"> ■建設作業員、自動車運転者(助手を含みます。)、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・つる製品製造作業員 ■オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
-----------------------	--

- ④お申込み時点のケガの有無、既往症等の健康状態
- ⑤同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報
- ⑥過去の保険金の請求歴
- ⑦契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となることの同意

2 その他ご注意事項

日本国外に在住している、または日本国外から契約申込画面にアクセスしている方はこの保険をご契約できません。

3 クーリングオフ(クーリングオフ説明書)

この保険は、「通信販売により申し込まれた契約」となるため、ご契約のお申込み後、お申込みの撤回またはご契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

4 死亡保険金受取人

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

→注意喚起情報

【注】
運動については、4ページの「補償の対象とならない運動」をご確認ください。

→注意喚起情報

→注意喚起情報



契約締結後におけるご注意事項



1 通知義務等

- ご契約後、次の事項に変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がなかった場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

- ①旅行目的地【注1】
- ②旅行行程中に従事する職業・職務の有無【注2】

従事する 職業・職務	<ul style="list-style-type: none"> ■建設作業員、自動車運転者（助手を含みます。）、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・つる製品製造作業員 ■オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業
-----------------------	--

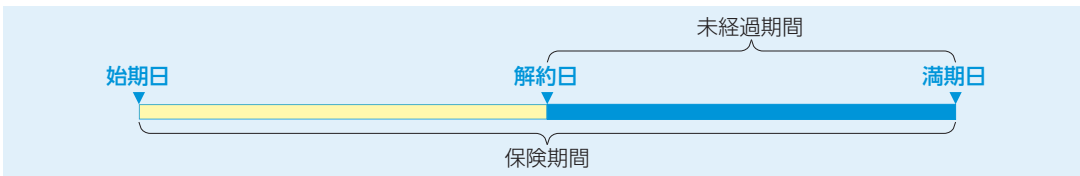
- ご契約後、次の事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ア. ご契約者の住所が変更となった場合 イ. 契約条件を変更する場合

2 解約返れい金

ご契約を解約する場合は、「マイページ」からお手続きいただくか、取扱代理店または弊社にすみやかに申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。



3 被保険者からの解約

被保険者がご契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなればなりません。



その他ご留意いただきたいこと

1 取扱代理店の権限

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成立したご契約は、弊社と直接ご契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合、または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、次のとおり補償されます。
 - ①保険期間が1年以内の場合には、保険金、解約返れい金等の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。
 - ②保険期間が1年を超える場合には、保険金、解約返れい金等の90%までが補償されます。主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されている契約については、90%を下回ることがあります。

→ 注意喚起情報

【注1】

保険料を追加で請求または返還することがあります。お手続きに関しては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

【注2】

変更後の職業・職務が「従事する職業・職務」に該当する場合は、保険期間の途中であってもご契約を解除する場合があります。

→ 契約概要

→ 注意喚起情報

→ 注意喚起情報

→ 注意喚起情報

→ 注意喚起情報

③ 個人情報の取扱い

お客様の個人情報に関しましては、お預かりした個人情報を適切に取扱うとともに、その安全管理に努めます。詳しくは、「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

なお、「個人情報のお取扱いについて」は、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)からもご覧いただけます。

④ 重大事由による解除

この保険契約では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ◆ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ◆ ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ◆ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

⑤ ご契約が無効となる場合

ご契約の際、次の事実がある場合は、保険契約は無効となりますのでご注意ください。

- ① ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき。
- ② ご契約者以外の方を被保険者とする保険契約について、法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合に被保険者の同意を得なかったとき。

⑥ ご契約が取消となる場合

ご契約締結時に、ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者による詐欺または脅迫の行為があった場合、弊社は保険契約を取り消すことができます。

⑦ 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、「海外旅行保険あんしんガイド」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

⑧ 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がいないうちに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を弊社に申し出て、弊社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類等)をお伝えいただけますようお願いいたします。

〈代理請求できる方の範囲〉

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者 **[注]**
- ② ①の方がいない場合または①の方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②の方がいない場合または①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 **[注]** または②以外の3親等内の親族

[注]
法律上の配偶者に限ります。

9 共同保険について

① 共同保険に関するご説明

- ①この保険契約は以下の引受保険会社による共同保険契約であり、楽天損害保険株式会社(以下、楽天損保)が引受幹事保険会社、東京海上日動火災保険株式会社(以下、東京海上日動)が査定幹事保険会社として、相互に業務の代理または事務の代行を行っています。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。(共同保険契約引受割合:楽天損保78%、東京海上日動22%)
- ②この保険契約は楽天損保と東京海上日動の間で締結している業務委託契約に基づき、以下の事項をそれぞれの各引受保険会社で行います。また、この保険契約の内容は引受保険会社にて共有します。

② 引受保険会社一覧および行う事項

幹事保険会社	楽天損害保険株式会社 Rakuten 楽天損保 (引受幹事保険会社)	東京海上日動火災保険株式会社  東京海上日動 (査定幹事保険会社)
行う事項		
①保険契約の申込みの受領等	●	
②保険料の受領または返れい等	●	
③保険契約の内容変更の承認等	●	
④告知または通知の受領等	●	
⑤保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領等		●
⑥保険契約の内容変更に係る書類の発行等	●	
⑦保険契約に係る事項の調査等		●
⑧保険金請求に関する書類等の受領等		●
⑨保険金等の支払等		●
⑩その他①から⑨までに付随する事項	●	●



付帯サービス

東京海上日動 楽天損保サポートデスク

ご旅行中の病気・ケガ・盗難等の様々なアクシデントでお困りの場合は、「東京海上日動 楽天損保サポートデスク」へご相談ください。

詳しくは、「海外旅行保険あんしんガイド」をご参照ください。

*この保険契約は楽天損害保険株式会社が引受幹事保険会社、東京海上日動火災保険株式会社が査定幹事保険会社として、相互に業務の代理または事務の代行を行っています。

個人情報のお取扱いについて

1. この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。

- (1) 弊社の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
- (2) 弊社の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内

2. 弊社は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。

3. 次の(1)から(4)までの取扱いに限定して、弊社はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。

- (1) 前記1.において、弊社の提携先企業への提供
- (2) 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供

(3) 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等の間での確認・共用

- ① この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共用いたします。
- ② 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。
※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

(4) 利用目的の達成に必要な範囲内において、弊社代理店を含む業務委託先への提供

4. 弊社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、弊社ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

楽天損害保険株式会社

保険金のご請求・受付のご連絡先

日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル

日本国内の保険金のご請求に関するお問い合わせ・ご相談窓口



0120-822-656 受付時間：24時間・365日

時間帯により受付窓口が異なります。予めご了承ください。

●平日午前9時～午後5時の営業時間内の場合

「東京海上日動 海外旅行保険室 楽天損保コーナー」に繋がり、事故の受付を致します。

●上記時間帯以外の場合

「東京海上日動 海外旅行保険室 楽天損保コーナー」が営業時間外のため、「東京海上日動 楽天損保サポートデスク」にて請求手続きのご案内をいたします。

ご注意

海外ご滞在中の事故・ケガ・トラブルについてのご相談は、楽天損保のマイページでご案内する海外旅行保険あんしんガイドに記載の「東京海上日動 楽天損保サポートデスク」にご連絡下さい。

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
TEL: 03-3212-6211 (代表)
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

*この保険契約は楽天損害保険株式会社が引受幹事保険会社、東京海上日動火災保険株式会社が査定幹事保険会社として、相互に業務の代理または事務の代行を行っています。

ご契約内容のお問い合わせや変更に関するご連絡先

弊社への保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は
お客様相談センター



0120-115-603

- 受付時間：平日午前9時～午後5時(年末年始は除きます。)
- 携帯電話・PHSからもご利用になれます。

Rakuten 楽天損害保険株式会社

東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL: 03-3294-2111 (大代表)
<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>

弊社との間で問題を解決できない場合には **注意喚起情報**
(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。



0570-022808 (有料)

- 受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土日・祝日および12/30～1/4は除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<http://www.sonpo.or.jp/>